

最高裁秘書第3227号

令和元年6月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月17日付け（同月19日受付，最高裁秘書第2150号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

決裁票（件名「裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理について」のもの）（片面で3枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，個人識別情報（裁判所職員の印影）が記載されており，この情報は，行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから，この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

決裁・供覧

件名	裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理について				文書番号 最高裁総一第703号	
	伺い文 標記の専決処理を別添のとおりとしたい。					
起案	起案日	平成27年6月9日		受付日		
	部署	最高裁判所（最高裁判所） （事務総局）（総務局） （第一課）（企画調整係）		決裁	決裁処理期限日	
	起案者	神谷 友雄		決裁	決裁日	6/9
	連絡先			施行	施行処理期限日	
分類名称	大分類			施行	施行日	
	中分類	係内事務		施行	施行先	
	名称(小分類)			施行	施行者	
	秘密区分			施行	取扱上の注意	
取扱区分	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け	
	指定事由			格付け	取扱制限	
				保存	行政文書保存期間	標記の専決処理に係る文書は、一定期間の保存を要する
				保存	保存期間満了時期	未定
決裁・供覧欄	長官	●				
	事務総長	●				
	秘書課長	●				
	総務局長	第一課長	局付	課長補佐	企画調整係	PT
備考	6/9の事務総局会議で承認済					

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して

最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理について

1 裁判所の事務の取扱方法に対する不服に当たる主張がされているものの（裁判所法82条に基づく申出である旨の明示の有無を問わない。）、その内容が、以下の(1)又は(2)のいずれかの場合に該当し、当該不服につき裁判所法80条1号に基づく監督権を行使しないことが明らかであるときの処理は、主として当該不服の対象となる事務を主管する局又は課（最高裁判所事務総局分課規程第1条に定める局又は課をいう。以下「主管局課」という。）の局長（ただし、秘書課、広報課及び情報政策課においては、課長。以下、総称して「局長等」という。）の専決とする。

(1) 司法行政事務に対する不服が主張されているが、当該司法行政事務が違法又は不当とはいえないことが明白である場合（当該司法行政事務が違法又は不当であることを基礎付ける具体的事実の主張が全くない場合を含む。）

(2) 裁判事務に対する不服が主張されているが、当該裁判事務が明らかに法令に違反し、又は裁判官に与えられた自由裁量や書記官等に与えられた判断権を逸脱するとはいえないことが明白である場合（当該裁判事務が明らかに法令に違反し、又は裁判官に与えられた自由裁量や書記官等に与えられた判断権を逸脱することを基礎付ける具体的事実の主張が全くない場合を含む。）

2 裁判所法82条に基づく申出である旨明示されているものの、裁判所の事務の取扱方法に対する不服に当たる主張が全くない場合の処理は、主管局課の課長（ただし、秘書課及び情報政策課においては参事官、広報課においては課付。）の専決とする。

3 主管局課の局長等は、上記1による処理状況（最高裁判所長官から指示があった場合には、上記2による処理状況も含む。）について、年に1回、最高裁判所長官に報告する。

- 4 主管局課の局長等は、上記1又は2に該当する事案であっても、最高裁判所長官に対し、必要に応じて当該事案の報告をし、最高裁判所長官から指示があった場合には、最高裁判所長官の決裁を得る。

以上